

1. 大阪市障がい者支援計画等の策定経過

障がい者対策に関する大阪市長期計画（S58～H4）	
障がい者対策に関する大阪市新長期計画（H5～14） 〔H10～ 大阪市障がい者支援プラン〕	
大阪市障がい者支援計画（H15～23）	第 1 期障がい福祉計画（H18～20）
	第 2 期障がい福祉計画（H21～23）
大阪市障がい者支援計画（H24～29） ＜H27.4 に中間見直し＞	第 3 期障がい福祉計画（H24～26）
	第 4 期障がい福祉計画（H27～29）
大阪市障がい者支援計画（H30～R5） ＜R3.4 に中間見直し＞	第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画 （H30～R2）
	第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画 （R3～5）

2. 障がい者支援計画の計画期間の指針等

障がい者支援計画

市町村障害者計画策定指針（平成 7 年 5 月障害者対策推進本部）

期間は、都道府県の障害者計画の期間との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。

【留意点】

都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長期のものとして設定し、必要に応じ見直しすること。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい（児）福祉計画の計画期間について（第 133 回社会保障審議会障害者部会）

障がい（児）福祉計画の期間は、3 年を基本としつつ、地方自治体が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とすることとする。